

第2次いなほ工業団地分譲予約要領

令和2年9月14日

第2次いなほ工業団地分譲地の分譲予約については、次の要領により取り扱うものとする。

1 分譲予約地

- (1) 分譲予約地の総面積は約20,030㎡とし、概ね3,000㎡以上の面積で区画を分割できるものとする。
- (2) 分譲予約地は、開発行為の完了後の分筆・合筆登記により、地番及び面積が確定するものとする。
- (3) 分譲予約地の位置及び面積は、別紙のとおりとする。

2 分譲価格

- (1) 分譲価格は、1㎡当たりの単価（以下「単価」という。）に当該区画の面積を乗じたものとする。ただし、確定測量の完了後の区画の面積により再計算し、分譲価格を確定するものとする。
- (2) 単価は、分譲開始時まで、分譲区画地の状況に応じて、基準地、二方路・三方路の区画、不整形の区画等に区分して定めるものとする。

3 分譲の対象者

分譲の対象者は、次のいずれかに該当し、市長が認めるものとする。

- (1) 引き続き1年以上の間、製造業を営んでいる者のうち専ら物品の製造、加工又は研究開発を行う施設（以下「工場等」という。）を設置しようとする者
- (2) 引き続き1年以上の間、運輸業又は卸売業を営んでいる者のうち物流施設を設置しようとする者

4 分譲地の使用制限

- (1) 操業開始から5年間は工場等建設計画書に記載する用途に供すること。
- (2) 売払物件の引き渡しを受けた日から3年以内に操業を開始すること。
- (3) 売払物件の引き渡しを受けた日から5年間は、その所有権を第三者に譲渡し、又は売払物件を第三者に貸し付けしないこと。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りではない。

5 申込方法

- (1) 分譲予約の申込をしようとする者は、次の①から⑦の書類を市長に提出しなければならない。

① 第2次いなほ工業団地分譲予約申込書（別記様式1）

- ② 納税証明書（固定資産税、法人市民税、事業所税）
 - ③ 暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書（別記様式2）
 - ④ 直近2年間の決算報告書
 - ⑤ 企業概要書（パンフレット等）
 - ⑥ 法人登記事項証明書
 - ⑦ 定款等の写し
- (2) 申込受付期間は、令和2年9月28日(月)から10月30日(金)までとし、郵送の場合は10月30日(金)必着とする。なお、郵送で申し込む場合は、「特定記録郵便」で送付すること。
- (3) 受付場所（窓口）
金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市役所第一本庁舎5階(〒920-8577)
金沢市経済局営業戦略部企業立地課 担当 山下、河口、笹谷
連絡先 電話076-220-2225

6 譲受予定人の決定

(1) 選定方法

分譲予約申込の業種等を審査のうえ、分譲地の譲受予定人を決定する。希望場所が重複する場合には提出書類を審査し、譲受予定人を選定する。

譲受予定人の決定は、後日書面にて行う。

なお、選定の経過等に関する問い合わせ及び異議等には、対応しない。

(2) 主な審査項目

- ① 事業内容に関すること
- ② 雇用に関すること
- ③ 周辺環境への影響に関すること
- ④ 現在の経営状況
- ⑤ 今後の事業展開
- ⑥ 地域貢献度

7 譲受予定人の決定の取消し

市は、譲受予定人が次に掲げる行為を行ったときは、譲受予定人の決定を取消しすることができるものとする。

- ① 申込書類に虚偽の記載があったとき
- ② 社会的な信用を著しく失墜させる行為をしたとき

8 分譲予約の辞退

譲受予定人が分譲予約を辞退するときは、第2次いなほ工業団地分譲予約辞退届（別記様式3）を市長に提出しなければならない。

分譲予約を辞退した者は、第5次安原異業種工業団地及び第2次いなほ工業団地の分譲予約申込ができないものとする。

9 分譲開始の予定時期

分譲開始は令和3年9月以降の予定とする。

10 譲受人の決定

譲受人の決定については、分譲予約の内容を尊重のうえ、別に分譲要領を定めて行うものとする。

11 契約の締結

(1) 譲受人の決定後、速やかに土地売買契約（以下「売買契約」という。）を締結するものとする。

(2) 売買契約の締結方法は本市で定めたものとし、それに要する経費は譲受人の負担とする。

12 分譲代金の納付

分譲代金は、売買契約と同時に分譲価格の1割相当額を、また残額を契約日から50日以内に納付しなければならない。

なお、所有権移転前の工事着手はできない。

13 所有権移転登記

所有権移転登記は土地売買契約を締結し、分譲代金が完納された後に、市が囑託により行うものとする。登記に要する登録免許税等の諸経費は譲受人の負担とする。

14 工場等又は物流施設の建設及び操業に係る制限

譲受人は、工場等又は物流施設の建設及び操業に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 金沢市環境保全条例（平成9年条例第55号）及び関係法令に基づく公害防止措置を講じること。

(2) 第2次いなほ工業団地地区地区計画を遵守すること。

(3) 環境及び景観に関する協定を本市と締結すること。

※環境及び景観に関する協定に係る緑化について

本地区は、敷地面積が9,000㎡以上又は建築面積の合計が3,000㎡以上の工場（以下「特定工場」という。）を新設する場合は敷地面積に対し10%以上の緑地及び15%以上の環境施設（緑地を含む）の設置が必要となる。

また、特定工場以外の工場等又は物流施設を新設する場合は敷地面積に対し5%以上緑地の設置が必要となる。

15 その他

この要領に定めるもののほか、第2次いなほ工業団地分譲地の分譲予約に関し、必要な事項は、市長が別に定める。